建設エキスパート活用支援事業実施要領

（目的）

第１条　この事業は、建設関係の各種資格を有し、豊富な現場実務経験や監理経験を有する民間建設関係企業等（以下「関係企業等」という。）の退職者等（以下「建設エキスパート」という。）を登録し、その技術力を活用することにより、公共工事の品質確保や市町への技術の支援、及び本県技術職員の技術力向上を図ることを目的とする。

（建設エキスパートの定義）

第２条　この建設エキスパート活用支援事業実施要領（以下「本要領」）において、建設エキスパートとは、関係企業等の退職者で企業等に雇用されていない者のうち、以下の各号に掲げる資格を有する等の高度な技術力を有する者をいう。

(1)　技術士（建設部門、上下水道部門、環境部門、総合技術監理部門）
(2)　建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）第27条の３に定める種目の１級技術検定合格者
(3)　測量士
(4)　一級建築士
(5)　建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条で定める「主任技術者」又は「監理技術者」の経験が10年以上の者
(6)　上記(1)～(5)に掲げる資格と同等の資格を有する等、高度な技術力を有する者

（建設エキスパートの申請）

第３条　建設エキスパート登録を希望する者は、「建設エキスパート登録申請書」（様式－要１）により、公益財団法人とちぎ建設技術センター（以下「財団」という。）理事長あて申請するものとする。

（建設エキスパートの審査等）

第４条　理事長は、申請者に対し「建設エキスパート登録に係る面接審査について」（様式－要２）を通知するものとする。

２　理事長は、建設エキスパートを登録するにあたり書類及び面接による審査を行う。

３　理事長は提出された登録申請書について、別に定める「建設エキスパート登録審査基準」により保有資格、実務経験等を書類審査するとともに、申請者との面接を行い、本事業の目的を遂行できる能力の有無を確認する。

　また、面接時に「建設エキスパート活用支援事業実施要領」の内容についてエキスパートの同意を得、同意書(様式－要３）の提出を求める。

（建設エキスパートの認定及び登録等）

第５条　理事長は、第２条の各号の一に該当しかつ、高度な技術的指導、助言等の支援を行い得る能力及び当該事業に熱意を有する者及び理事長が本事業の目的を遂行するために特に必要と認めた団体について、建設エキスパートとして認定するものとする。

２　理事長は、決定された建設エキスパートを建設エキスパート名簿（以下「名簿」という。）に登録するとともに、(公財）とちぎ建設技術センター建設エキスパート証（様式－要４）（以下「建設エキスパート証」という。）を交付するものとする。

３　建設エキスパートは、財団に対する民間の協力者であって財団職員の身分は持たないものとする。

（建設エキスパートの登録抹消等）

第６条　名簿に登録された者が次の各号の一に該当した場合、理事長はその者を名簿から登録を抹消することができる。

(1)　本人が登録抹消を希望したとき。
(2)　登録決定の参考とした事項に、偽りその他不正があったと認められたとき。
(3)　その他、理事長が不適格と認めたとき。

２　名簿から登録を抹消された者は、速やかに前条第２項に規定する建設エキスパート証を理事長に返還しなければならない。

（支援内容）

第７条　建設エキスパートが行う支援は公共事業等における調査、測量、計画、設計、施工、積算、監理、監督、検査等、事業全般にわたるものとし、支援要請者（監督員等）に対する技術的指導、助言の支援（研修講師等を含む。以下「支援等」という。）を行うものである。

２　建設エキスパートの支援等は各法令、条例、要綱、要領（ただし、本要領を除く。）等（以下「法令等」という。）に基づく行政上の判断等を行うにあたり参考等にするために行われるものであり、法令等に基づく行為は含まないものとする。

３　建設エキスパートから支援等を受けた場合、最終的な判断及び決定は公共事業等に責任と義務をもつ各支援要請者が行うものとする。

（支援手続き）

第８条　建設エキスパートの支援等は、支援要請者と財団が支援業務委託契約を結ぶことにより実施するものとする。

２　支援要請者からの支援要請に対して、理事長は適切な支援等を行える建設エキスパートを選定し、「建設エキスパート支援要請表」（様式－要５）により、建設エキスパートの意思を確認して承諾を得なければならない。

（建設エキスパートの責務）

第９条　建設エキスパートは、支援要請者の要請に誠実に応えなければならない。

２　建設エキスパートは、本業務において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

（建設エキスパート支援経費等）

第１０条　建設エキスパートの支援等に要する経費は、人件費、旅費交通費、資料代及びその他の経費とし、別に定める「建設エキスパート支援業務委託積算基準」により算出するものとする。

２　理事長は、支援日数に応じた謝金等を別途建設エキスパートと締結する「建設エキスパートの支援に関する覚書」によって、建設エキスパートに支払うものとする。

（損害賠償）

第１１条　建設エキスパートの支援等に伴い発生した事故、損害等については、次の各号によるものとする。

(1)　支援要請者の故意又は重大な過失により建設エキスパートに負傷又は損害を与えた場合は、支援要請者がその責を負う。

(2)　建設エキスパートの支援等により、支援要請者又は第三者に損害が生じた場合であって、それが支援要請者の判断に基づく結果であるときにあっては、財団及び建設エキスパートはその責を負わない。ただし、建設エキスパートの故意又は、重大な過失により支援要請者又は第三者に損害を与えた場合は、当該建設エキスパートがその責を負う。

(3)　建設エキスパートの移動中に発生した事故、傷病等については、財団及び支援要請者はその責を負わない。

（その他）

第１２条　この要領に定めるもののほか、当該事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則　この要領は、平成１９年　８月　１日から実施する。
附則　この要領は、平成２４年　４月　１日から実施する。
附則　この要領は、平成２６年　４月　１日から実施する。
附則　この要領は、平成２９年　３月　８日から実施する。
附則　この要領は、平成３１年　４月　１日から実施する。

様式ー要１

建設エキスパート登録申請書

年　　月　　日

（公財）とちぎ建設技術センター
理事長　　様

申請人　　印

「建設エキスパート登録」について、建設エキスパート活用支援事業実施要領第３条の規定により、以下のとおり申請します。

	(ふりがな) 氏　名		保有資格等（該当する資格に〇印を付けるとともに、登録年月等を記入して下さい。） ・技術士（　　部門） （登録日：　　年　　月） ・１級施工管理技士（取得種目に〇印） （建設機械･土木･建築･電気工事･管工事･造園） （交付日：　　年　　月） ・測量士 （登録日：　　年　　月） ・主任技術者 （経験：　　年　　月～　　年間） ・監理技術者 （経験：　　年　　月～　　年間） ・その他（具体的に記入して下さい） ＊資格証明書や登録証明の写し等を添付して下さい
	性　別	男　　女	
	生年月日	年　　月　　日生 （　　歳）	
連絡先	住　　所	〒（　　－　　）	
	電　　話	（　　）	
	携帯電話	（　　）	
	FAX	（　　）	
	Eメール		

◆　主な職歴

年　　月	職　　歴	過去の業務で特筆できる事項
年　月		・主任技術者、監理技術者の経験が明確になるように記入して下さい。

◆　専門とする分野を〇で囲んで下さい。（複数回答可）

【自らが専門とする分野について〇を記入願います。】
・土質　・基礎　・鋼構造　・コンクリート　・都市及び地方計画　・河川　・砂防　・ダム　・港湾及び空港・道路　・鉄道　・トンネル　・施工計画　・施工設備及び積算　・建設環境　・測量　・建設機械　・建築・電気工事　・管工事　・造園　・その他（　　）

◆　専門とする業務を〇で囲んで下さい。（複数回答可）

・調査　・測量　・計画　・設計　・施工　・積算　・監理　・監督　・検査　・その他（　　）

◆　特記事項（登録に当たりご希望等がありましたら、ご記入下さい。）

様式－要２

年　　月　　日

○　○　○　○　様

（公財）とちぎ建設技術センター
理事長　　○　○　○　○

建設エキスパート登録に係る面接審査について（通知）

建設エキスパート活用支援事業実施要領第４条に基づき、下記のとおり面接審査を行いますので通知します。

記

１．面接日時　　○○年○月○日　　午後　時

２．面接場所　　（公財）とちぎ建設技術センター　○Ｆ○○会議室
宇都宮市竹林町１０３０－２

３．持参するもの　　①印鑑（認め印）
②写真（３㎝×３㎝）　　２枚
③住民票　　１通

担当　（公財）とちぎ建設技術センター
企画調査部　○○○課　○○
電話　０２８－○○○－○○○○

様式－要３

年　　月　　日

（公財）とちぎ建設技術センター

理事長　　○○　○○　　様

住　所

氏　名　　印

同　意　書

建設エキスパートの登録及び支援の実施にあたっては、「建設エキスパート活用支援事業実施要領」について同意します。

様式ー要４

個人

(公財)とちぎ建設技術センター
建設エキスパート証

写真

氏名：
職種区分（第〇種建設ｴｷｽﾊﾟｰﾄ）

(公財)とちぎ建設技術センターの建設エキスパート
であることを証明します。

年　　月　　日
公益財団法人　とちぎ建設技術センター

団体

(公財)とちぎ建設技術センター
建設エキスパート証

団体名：
職種区分（第〇種建設ｴｷｽﾊﾟｰﾄ）

(公財)とちぎ建設技術センターの建設エキスパート
であることを証明します。

年　　月　　日
公益財団法人　とちぎ建設技術センター

様式ー要５

年　　月　　日

建設エキスパート支援要請表

（建設エキスパート　第 〇 種）
　　〇〇　〇〇　　様

（公財）とちぎ建設技術センター
理事長　　〇〇　〇〇

建設エキスパートの派遣要請を下記の通り受けたので、支援の意思を確認いたします。

記

支　援　要　請　表		
対象事業(工事名)：　　〇〇土木事務所 路河川名・箇所名：　　〇〇部〇〇課 工　　期：　　監督員　　〇〇〇〇		
支援内容	支援希望日時	今回の業務職種
	年　　月　　日（午前・午後・終日） 訪問先 担当者名　　〇〇土木事務所　〇〇課 〇〇〇〇 Tel	

注１：支援内容は、調査・測量・計画・設計・施工・積算・監理・監督・検査・その他（　）を記入する。

注２：今回の業務職種欄は、要請された建設エキスパート職種区分を記入する。

注３：工期欄は、工事の工期を記入する。（委託業務の工期ではない）

承諾書

上記の支援について承諾いたします。

年　　月　　日

建設エキスパート氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿